

草津市内の中小企業者、小規模企業者向けの補助金

募集期間：令和8年5月7日～

※予算が上限に達した場合は、その時点で受付を終了する場合があります。

草津市中小企業等DX推進補助金

補助金の目的と概要

市内中小企業等に対し、現場の実務を通じたデジタルスキルの習得や自立的な変革を担う人材育成を含めたDX環境の構築に必要な機器導入や運用を支援することで、各企業の安定的な事業展開を促し、競争力の強化を通じた市内経済の振興を図ります。

補助対象者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者
または同法第2条第5項に規定する小規模企業者
※「製造業」以外の業種であること

補助金額

上限額：60万円（環境整備：30万円以内、人材育成：30万円以内）
補助率：それぞれの区分ごとに1/2

注記：人材育成にかかる補助金の合計額は、補助金合計額の1/4以上とする

補助対象経費

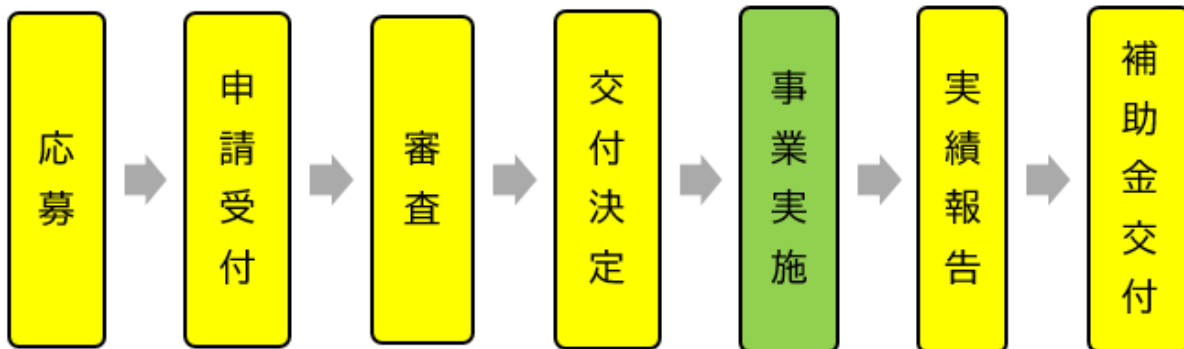
【環境整備】

- ・機器購入費
（汎用的に使用する場合は、パソコン、タブレット、スマートフォン等は対象外）
- ・ソフトウェア購入費（業務ソフトウェアに限る）
- ・使用料

【人材育成】

- ・eラーニング等の受講に要する経費
- ・外部の講師を招いて実施する内部研修に要する経費
- ・外部研修の参加に要する経費
- ・外部の専門家を招いて実施する技術指導に要する経費

申請の流れ



※「計画概要書（様式第1号）」および「実施する事業に関する補足説明資料」等に基づき、市が交付の可否を決定します。

お問合せ

草津市 商工観光労政課 商工観光労政係

☎ 077-561-2351

〒525-8588 滋賀県草津市三丁目13-30

